

平成 27 年分の確定申告をされるかたへ

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

後期高齢者医療保険料は社会保険料控除の対象となります

後期高齢者医療保険料は、平成27年中(1月1日から12月31日)に納付した全額が社会保険料控除の対象となります。確定申告の際、納付した金額を申告書に記載してください。

●特別徴収のかた

年金天引きされているかたは、年金の源泉徴収票に控除金額が記載されているのでご確認ください。

●普通徴収のかた

口座振替や納付書によりお支払されているかたは、通帳や領収書をご確認ください。

また、後期高齢者医療保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主や配偶者も連帯して納付する義務があります。世帯主又は配偶者としてご家族の後期高齢者医療保険料を納付したときは、その納付額の全額が納付したかたの社会保険料控除の対象となりますので、確定申告の際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。

納付した金額等不明な点は、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当課にお問い合わせください。

申告分離課税を選択した所得は、保険料及び医療費の自己負担の割合を算定する上での対象所得となります

総合課税分の所得だけでなく、申告分離課税として選択した山林所得、長期(短期)譲渡所得、株式譲渡所得や配当所得なども後期高齢者医療保険料(所得割額)及び医療費の自己負担の割合を算定する上での対象所得となります。

株式譲渡損失等を申告されるかたはご注意ください

医療費の自己負担の割合は次の基準に当てはまると3割になります。

「市町村民税の課税所得が145万円以上ある被保険者」で、かつ「年間収入金額が世帯内に被保険者1人の場合で383万円以上、2人以上の世帯で合計520万円以上」

ここでいう収入金額とは、所得税法上の収入金額であり、株式の譲渡益ではなく、売却代金で判定されます。よって株式の譲渡益がマイナスになったことにより損失等の申告をされた場合でも、売却代金が基準を超えている場合は3割負担となります。

※市町村民税の課税所得とは、所得金額の合計から、市町村民税における所得控除(社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者控除、医療費控除など)の合計額を差し引いて算出した額の千円未満の端数を切り捨てた金額です。分離課税分がある場合には、総合課税・分離課税分を別々に算出し、その後合算して算出した金額となります。

なお、確定申告についての詳細は、所轄の税務署にご相談ください。

医療費の自己負担額や保険料の減免について

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

災害や心身の故障、事業の休廃止による収入の著しい減少など、突発的な事情により、医療費の自己負担額や保険料を納めることが困難になったときは、申請によりその医療費の自己負担額や保険料が減免される場合があります。

お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当課にご相談ください。

ニセ電話に気をつけて!!

広域連合・市(区)町村・金融機関などの職員を名乗り、「還付金があります」などとかたり、お金をだまし取ろうとする事件が多発しております。

少しでもおかしいと感じたら、広域連合、お住いの市(区)町村窓口、最寄りの警察署等にご相談ください。



還付金があります。



ATMの操作をお願いすることは絶対にありません!



ATMを操作しても、医療費等は還付されません!



教えられた電話番号には電話しない!



口座番号、暗証番号などの個人情報には教えない!